

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成22年5月10日

公告期間	
自	平成22年5月10日
至	平成22年5月17日

沖縄県知事 仲井眞 弘多

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名：第1回道路標識標示設置工事
- (2) 工事を施工する場所：那覇署他4署管内
- (3) 工事期限：契約日から55日
- (4) 工事の概要：道路標識標示の新設及び補修工事
- (5) 入札方法

総価入札、即時開札

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

本工事の入札参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (2) 建設業法に定める特定若しくは一般建設業者の許可を受けている者であって、建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第5条第1項による平成21・22年度建設業者格付名簿又は登録名簿に「土木一式工事」若しくは「とび、土工、コンクリート工事」で登録されている者(会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者については、手続開始決定後、資格の再認定を受けている者)。
- (3) 直近の経営事項審査結果通知書が有効期間内にある者。
- (4) 沖縄県内に本社又は支店、営業所等があること。
- (5) 入札参加資格確認申請期限日から、本工事の入札日までの間において、本県の指名停止措置を受けていない者。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 過去3箇年間の工事請負実績等で、次のア～ウのいずれかに該当すること。
 - ア 国又は都道府県の警察が設置する道路標識・標示関連工事のうち請負金額500万円以上の実績があること。
 - イ 道路標識・標示及び区画線工事で次の(7)、(イ)の両方に該当すること。
 - (7) 国又は都道府県の警察が設置する道路標識・標示関連工事で請負金額500万円未満の工事実績又は一次下請負で道路標識・標示設置工事の実績、若しくは主任(監理)技術者の実務経験を有する技術者を該当工事の主任(監理)技術者として配置可能であること。
 - (イ) 国道、県道等主要道路で道路管理者が設置する道路標識、区画線設置工事で請負金額500万円以上の工事実績があること。
 - ウ 平成22年度の沖縄県警察本部交通安全施設整備工事入札参加資格確認審査で「道路標識・標示関連工事」の入札参加資格を認められている者。
- (8) 建設業法に規定する「土木工事」若しくは「とび、土工工事」の主任又は監理技術者の資格(本工事に路面標示施工を含む場合は併せて路面標示施工技能士の資格)を有する者を建設業法第26条に基づき配置可能であること。
- (9) 次の各号に該当しない者
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力(以下「暴力団等反社会勢力」という。)
 - イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体。
 - ウ 法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属するものがあるとき。

3 契約条項等を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒900-0021 電話098-862-0110 沖縄県警察本部 会計課 管財係
- (2) 入札参加受付期限及び場所
ア 受付期限 平成22年5月17日まで
イ 受付場所 沖縄県警察本部 会計課 管財係
- (3) 入札説明書及び仕様書の交付の日時場所
ア 日時 平成22年5月10日～平成22年5月17日 9:30～18:00
イ 場所 入札説明書 沖縄県警察本部 会計課 管財係
仕様書 沖縄県警察本部 交通規制課 安全施設係

4 入札、開札日時及び場所

- (1) 日時 平成22年5月24日(月) 14:00
- (2) 場所 沖縄県警察本部会計課入札室2 (4階)
郵便による入札は認めないので、当該日時に当該場所に集合すること。

5 入札保証金

沖縄県財務規則第100条の規定による。

6 契約保証金

沖縄県財務規則第101条の規定による。

7 その他

- (1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札の無効
本公告に示した入札参加に必要な資格のない者の入札及び入札条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
契約の締結にあつては、契約書を作成するものとする。
- (4) 落札者の決定方法
地方自治法施行令第167条の10に基づいて落札者を決定する。
- (5) 詳細は入札説明書による。